要件

①事業収入等のいずれかの**減少額** (保

険金、損害賠償等により補填される

覧いただくかお問合せください。)

の。(申請方法や必要書類は、市HPをご までの間に納期限が設定されているも

令和2年2月1日~令和3年3月31日

き金額を控除

た額) が平成31

生計維持者について

次の①

③は、すべて世帯の主たる

伊豆の 国市長 市議会議員選挙

■ 伊豆の国市選挙管理委員会 **7**7 055 (948) 141 (市役所総務課内)

が4月8日(日)に執行されます 任期満了に伴う、 伊豆の国市長

○立候補予定者説明会

※各候補者2人以内の出席でお願い あやめ会館3階 します。 多目的ホー

○立候補届出書類事前審査 伊豆長岡庁舎3階 3月30日(火)、 31日(水) 第1・第2会議室 9 時

○期日前投票 伊豆長岡庁舎3階 第1・第2会議室

8時30分~ 4月12日(月)~17日(土) 豆長岡庁舎1階 20 時 災害対策室

○立候補届出受理(告示日) 4月11日(日) 8時30分~ 17 時

【投票】

※ただし、 7 時 山公民館)、第23(浮橋公民館)、 (みどり区自治会館)、第21(田 第14(高原公民館)、

(開票)

あやめ会館3階 多目的ホ

○投票日・開票日

4月18日(日)

投票所は18時までです。 ~ 20 時 市内24投票所

第 15

写真コンテスト・ 写生コンクールを開催!

市議会議員選挙

2月14日(日)に開催を予定していました「第28回おお ひと梅まつり」は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、 開催中止となりました。

写生コンクール・写真コンテストは、下記のとおり開催 しますので、ぜひご参加ください。

○写生コンクール

テーマ/大仁梅林

は持参

○写真コンテスト

テーマ/大仁梅林

参加資格/どなたでも(参加無料)

参加方法/氏名・住所・電話番号・写真タイトルを記 入し、2月26日(金)までに下記のいずれかの方法 で提出。

応募方法/①写真は四つ切サイズまたは、A4 サイズ に印刷し、郵送または持参で応募。②データサイズ 1MB以上のJPEGデータを貼付しメールで応募。

賞/金賞・銀賞・銅賞・佳作

※入賞者には景品があります。 ※金賞作品は来年度のチラシに使用されます。

※金賞作品は来年度のポスターに使用されます。

間 伊豆の国市観光協会

参加資格/小学生以下(参加無料)

賞/金賞・銀賞・銅賞・佳作

※入賞者には景品があります。

〒 410-2201 伊豆の国市古奈 255 ☎ 055-948-0304 FAX 055-948-5151

応募方法/氏名・住所・電話番号・写真タイトルを

記入し、2月26日(金)までに、原本を郵送また

メール: ume-oohito@izunotabi.com

新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに対する

等の際はご注意ください。

なることがありますので、

確定申告

した、納付額のお知らせの金額が異

※主たる生計維持者が、年金収入だけ

③のすべての要件に該当する世帯

下「事業収入等」) が減少し、

次の①

※減免が承認されると、

1月末に送付

以下であること

動産収入、山林収入または給与収入(以

主たる生計維持者の事業収入、不

前年の所得が0円以下の人は減免の対 の人や減少した事業収入などにかかる

象となりません

保険税

後期高齢者医療

保険料の

期間

減免対象となる国民健康

国民健康保険・後期高齢者医療制度の 傷病手当金の支給

③減少した事業収入等にかかる所得以

外の前年の所得の合計が400万円

①新型コロナウイ

ルス感染症により、

減免対象

令和2年中の収入が下がった世帯に対し、

国民健康保険税・後期高齢者

世帯の主たる生計維持者の

新型コロナウイルス感染症の影響により、

医療保険料が減免される場合があります。申請期限は3月31日までです。

主たる生計維持者が死亡または重篤

②前年の合計所得金額が1.

000万

の額の3割以上であること

(以下、「前年」)の当該事業収入等

月1日~令和元年12月31日まで

円以下であること

②新型コロナウイルス感染症の影響によ

な傷病を負った世帯

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、国民健康保険・後期高齢者医療 制度に加入している被用者(会社等に勤めている人)が、新型コロナウイルス感染 症に感染した場合または発熱等の症状があり感染が疑われる場合に、その療養のた め勤務することができなくなった日について傷病手当金を支給します。

対象者/市国民健康保険加入者・静岡県後期高齢者医療制度加入者で、新型コロナウイルス感染症に感 染、または発熱等の症状があり感染が疑われる被用者

支給対象となる日数/療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日 から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日数(条件あり)

支給額/直近の継続した3か月間の給与収入等の合計額を就労日数で割った額の3分の2に、支給対象 となる日数を乗じた額(上限あり)

※ただし、給与等が一部減額されて支払われている場合や、休業補償等を受け取ることができる場合 は、支給額が減額されたり支給されないことがあります。

適用期間/令和2年1月1日から令和3年3月31日までの間で、療養のため労務に服することができ ない期間。ただし、入院が継続する場合は最長1年6か月までとなります。なお、適用期間については、 今後の状況により、変更される場合があります。

申請/申請には、医師や事業主の証明が必要となります。申請をする際は事前に電話にてお問い合わせ ください。なお、傷病手当金の請求権は、2年間となります。

新型コロナウイルス感染症の影響による

国民健康保険税·後期高齢者

医療保険料

減免

11 2021.2.1 いずのくに